

東日本大震災の復旧・復興事業等の治山・林道工事に参加を希望される方へ

福島県内の森林管理署等が発注する治山・林道工事については当面以下の措置を講じて発注をしておりますので、改めてお知らせします。

1. 入札参加資格のうち地域要件を福島県内のほか、隣接県（茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、宮城県、山形県）としています。
2. 県外からの労務者確保に対する追加費用として以下のとおり対応しています。
 - 1) 共通仮設費率の補正
設計積算要領の第5の1の(2)のアの(イ)のaで算出する共通仮設費率に次の補正係数を乗じて補正
補正係数 1.5
 - 2) 現場管理費率の補正
設計積算要領の第5の1の(2)のイの(イ)のaで算出する現場管理費率に次の補正係数を乗じて補正
補正係数 1.2
3. 労働者宿舎設置が必要な場合の積算方法等に関する試行について
 - ア) 労働者宿舎の設置が必要な場合には、共通仮設費の積上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することとしています。
 - イ) 契約関係図書に建設する宿舎の戸数を明示した上で、「建設業附属寄宿舍規定（厚生労働省）」及び「望ましい建設業附属寄宿舍に関するガイドライン（厚生労働省）」を満たす仕様の労働者宿舎の建設費用を、共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとしています。
 - ウ) 宿舎を撤去する場合は、撤去費用を共通仮設費営繕費の積上げ額として計上することとしています。使用後に施設を引き継ぐ場合には、撤去費用は計上しないこととしています。
 - エ) 宿舎の維持・補修に要する費用、用地の借料及び固定資産税等の租税公課等の宿舎の維持・管理に要する費用については、共通仮設費の率計上分及び現場管理費に含まれます。このため、当該宿舎の維持・管理を行う工事において、前記5の2)被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更を行う場合には、設計変更の対象項目に、設計積算要領以下の①及び②項目を加えて運用することとしています。
 - ① 第5-1-(2)-ア-(イ)-a-(b)「労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用のうち『労働者宿舎の維持・補修に要する費用』
 - ② 第4-1-(2)-イ-(ウ)「租税公課」

4. 復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という）

福島県内で発注する治山・林道工事については「復旧・復興JV」の参加を認めています。「復旧・復興JV」については関東森林管理局のホームページをご覧ください。

5. 東日本大震災の復旧・復興事業で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、当分の間、次の事項に留意のうえ、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設用ダンプトラックを除く）に限り森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け林整計第134号）第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の103を乗じて得た額を超えない範囲内で補正することができることとする。

問合せ先 関東森林管理局

総務企画部	経理課	契約適正化専門官	電話：027-210-1149
計画保全部	治山課	治山技術専門官	電話：027-210-1191
森林整備部	森林整備課	設計指導官	電話：027-210-1193